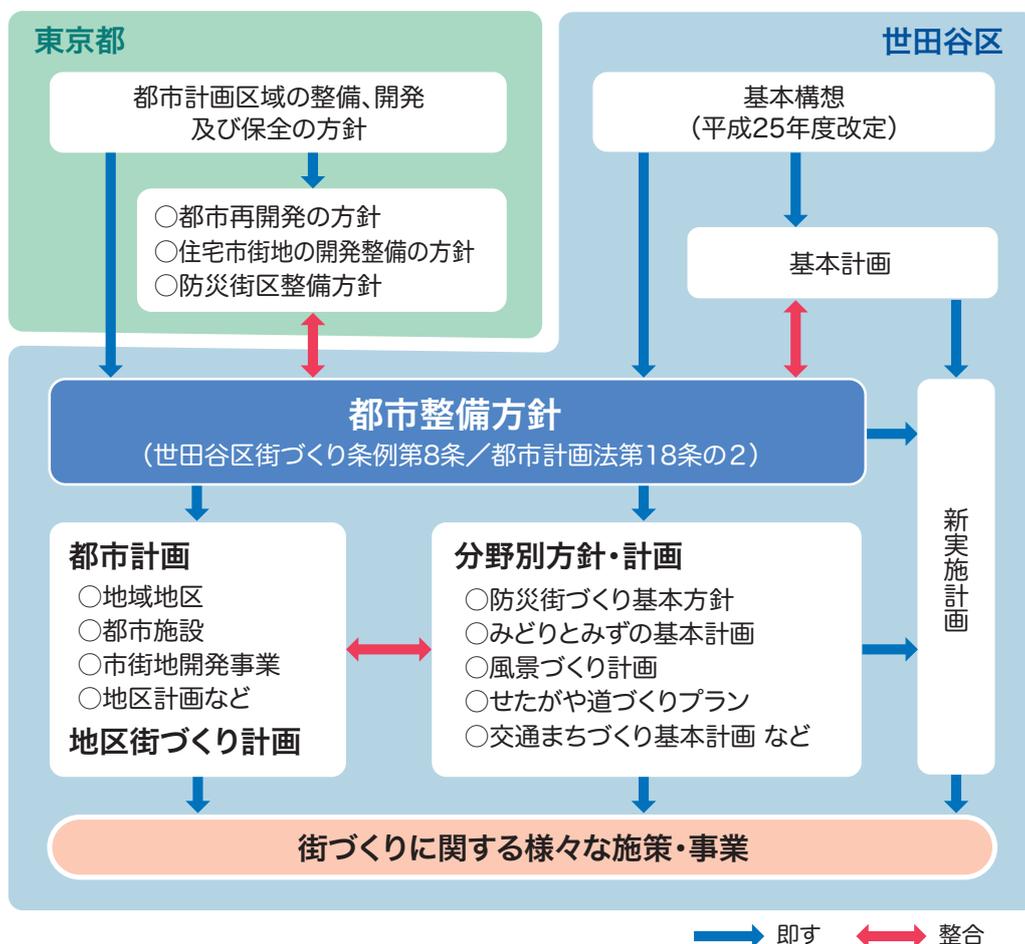


I. 位置づけ・体系

1. 位置づけ

- 世田谷区街づくり条例を根拠とし、都市計画法第18条の2に基づき定める、本区の長期的な視点に立った都市づくり・街づくりの総合的な基本方針です。
- 「世田谷区基本構想」および東京都が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即するもので、区は、本方針に基づき都市計画や地区街づくり計画を定め、また、街づくりに関する様々な施策・事業を進めます。

都市整備方針の位置づけ



2. 体系

- 都市整備方針は、本区の都市整備領域の分野別整備方針・計画（今後策定予定のものも含む）を総括するとともに、これらの分野別整備方針・計画ならびに、環境、産業、福祉など都市整備領域以外の方針・計画を都市整備の観点から調整する役割を担います。

II. 今回の改定の考え方

- 基本構想を基に、これまでの20年間の本区をとりまく状況を踏まえ改定を行いました。改定作業の中で、平成7年策定の都市整備方針の検証や区民アンケートなどを実施し、課題を整理し反映させました。

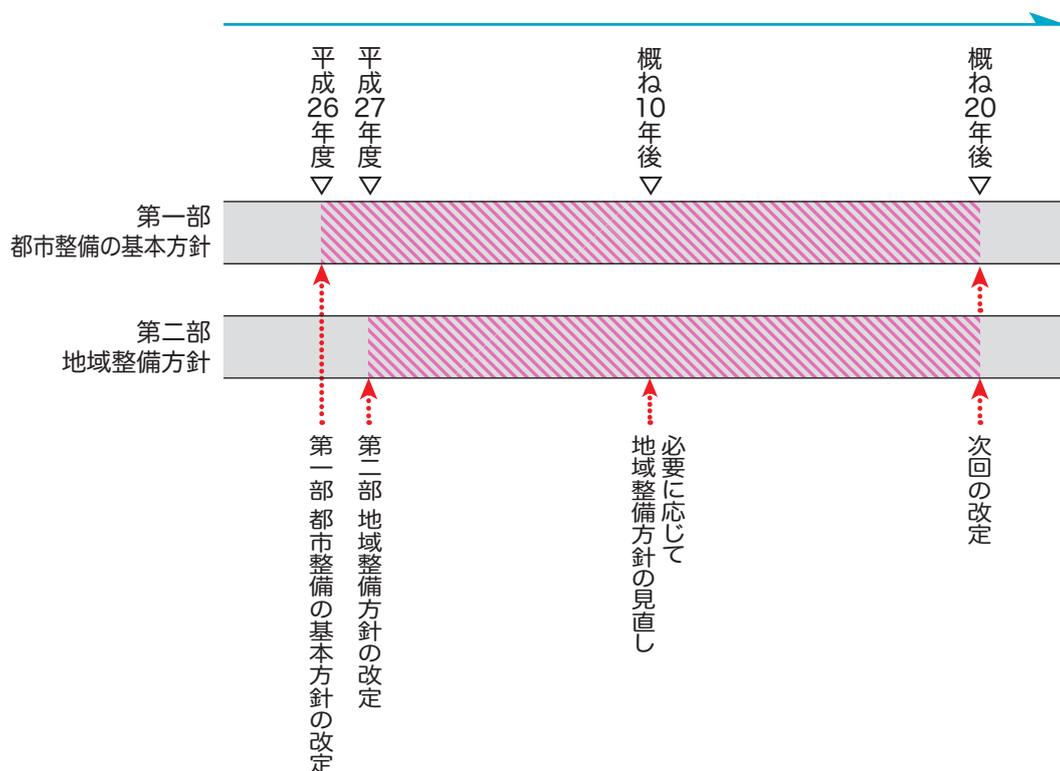
III. 都市整備方針の目的と役割

- 将来都市像を定めた上で、その実現に向けた街づくりの考え方を明らかにします。
- 目標や将来像を区民・事業者・区が共有し、協働して実現する役割や、街づくりのガイドラインとしての役割を果たします。

IV. 計画期間と次回の改定について

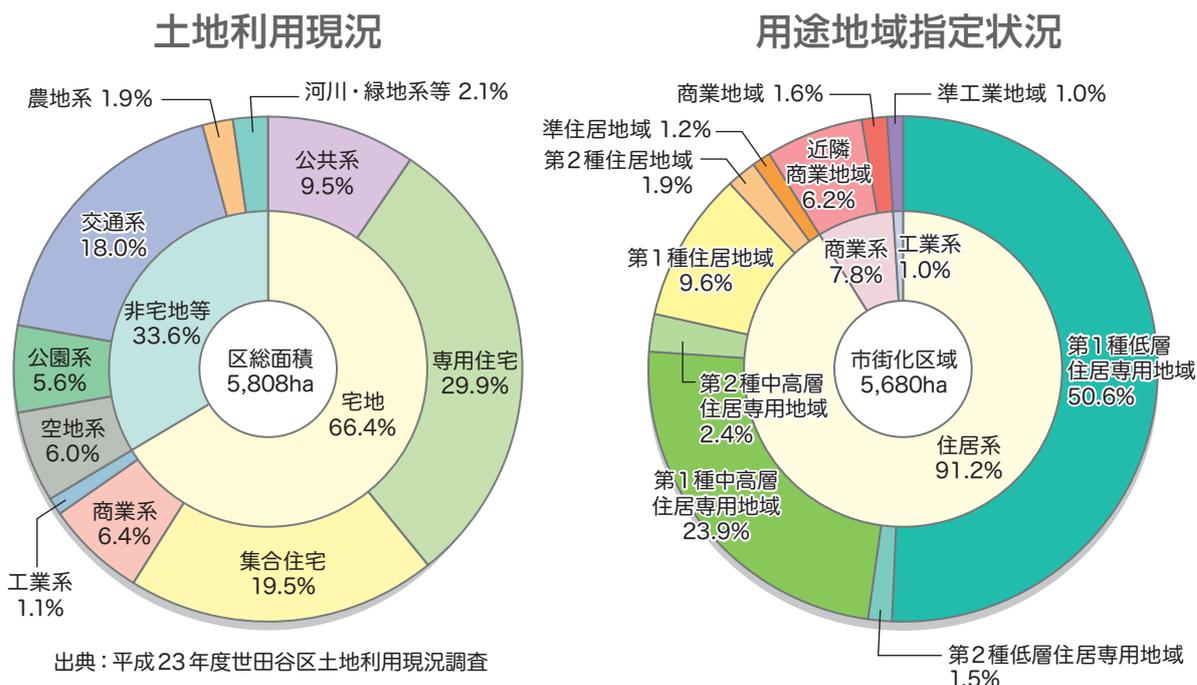
- 計画期間は、平成26年度から概ね20年とします。
- 区全体に共通する基本的な施策の変更があった場合などは、必要に応じて改定を行います。
- なお、「地域整備方針」は、社会情勢の変化や改定から概ね10年を経過した時点の進捗状況を踏まえて評価を行い、必要に応じてその後10年を見据えて見直しを行います。

都市整備方針の計画期間と改定・見直しの考え方



I. 世田谷区の概況

- 本区は、東京23区中の西南部に位置し、面積は58.08km²です。
- 人口は約86万人、世帯数は約45万世帯で、平均世帯人員は1.92人／世帯です（平成25年1月現在）。人口は、平成8年に増加に転じ、その後は一貫して増加しています。
- 一人または二人からなる小規模世帯の推移をみると、一般世帯に占める割合は増加を続け、平成22年は約73%となっています。
- 土地利用を用途地域別にみると、住居系用途地域が全体の約90%を占め、このうち第一・二種低層住居専用地域で約52%を占めます。
- 本区の地形は台地と低地からなり、南西部は多摩川沿いに急な崖（国分寺崖線）が続きます。台地部は多くの河川によって樹枝状に浸食され丘や谷の起伏があります。
- 多様なみどりが存在しますが、市街地の拡大に伴い、農地等が減少傾向にあります。



II. 世田谷区をとりまく状況

- 本区をとりまく状況としては「少子高齢化・人口減少時代への突入」、「安全・安心への関心の高まり」、「地球環境問題への関心の高まり」、「都市の成熟化・意識の多様化」、「地域・住民が主体となる街づくり」、「都市財政の逼迫」などが挙げられます。

Ⅲ. 世田谷区の特性

1. 環境に恵まれた住宅地

- 本区は、都心および副都心に近く、交通の便利な都市でありながら、みどりとみずの豊かな住宅地が広がっており、大都市東京における「住宅都市」として様々な顔を持ちます。

2. 個性ある拠点

- 三軒茶屋、下北沢、二子玉川では、独自の文化やファッションなどを発信する魅力と活気あふれるまちが形成され、広域からの集客も多い拠点です。また、成城学園前、千歳烏山、経堂、用賀、自由が丘周辺なども、個性ある拠点として発展してきました。

3. 多様な地域資源

- 国分寺崖線をはじめ環状8号線以西を中心に残された緑地や農地は、本区が誇る貴重な自然資源を構成しています。また、環状8号線以东においては、世田谷の地形の特徴である多くの河川や水路等の大部分が暗渠化されたとはいえ、市街地の中の貴重な水辺・緑地・オープンスペースとして活用されています。
- 空き家・空き室・空き部屋や都市基盤整備に伴い生み出される敷地などは“資源”にとらえ、有効に利用することもできます。
- 景観重要公共施設や樹林地、文化財、古道など貴重な資源が地域に散在しています。

4. 土地・建物利用の変化（最近の概ね20年間）

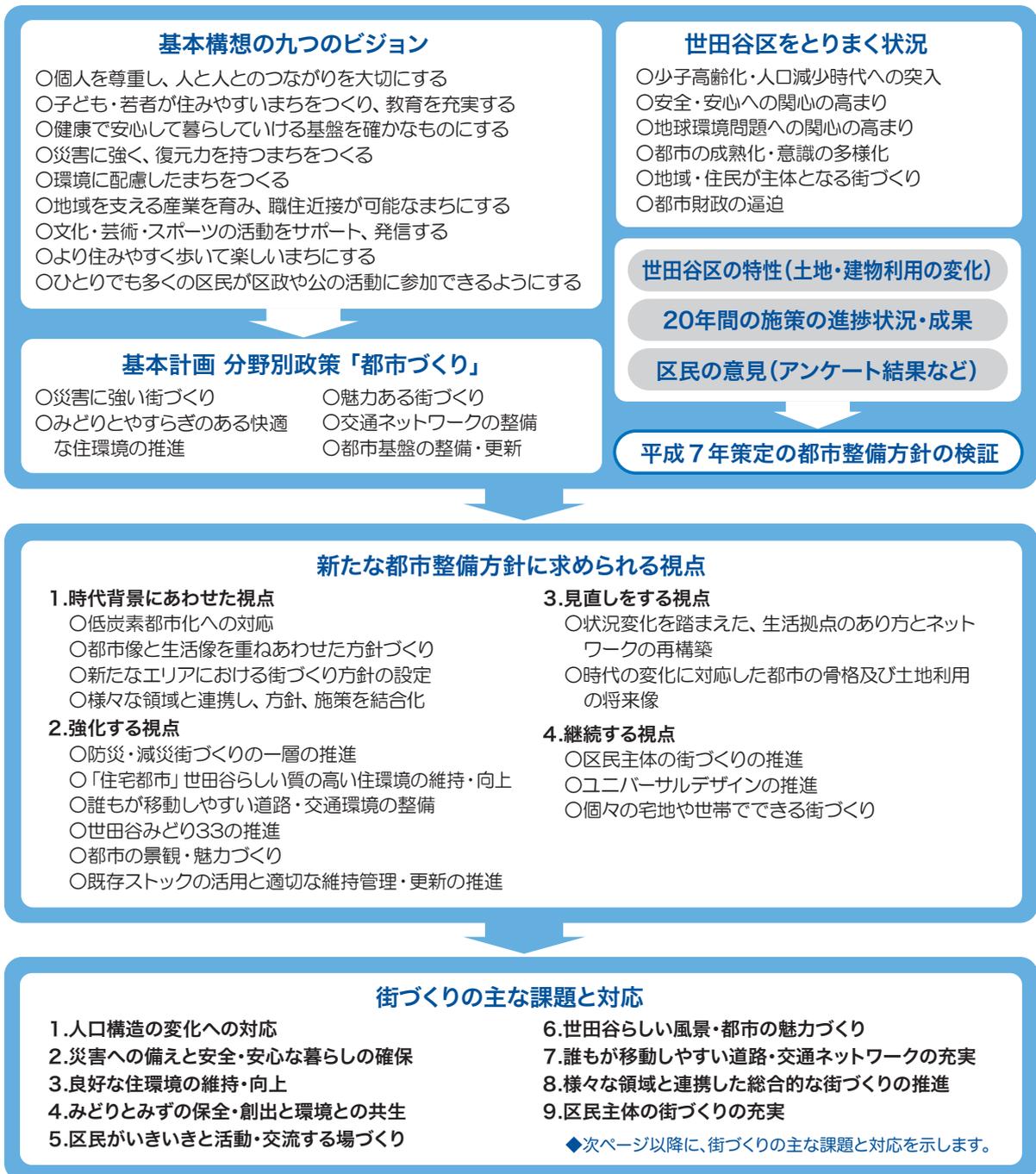
- 公共系・住居系・商業系・工業系・農業系をあわせた、建築物の敷地として利用されている宅地が約4%増加しました。
- 建築物の利用建ぺい率の平均は34%から46%に増加し、利用容積率の平均は80%から127%に増加していることから、建て詰まり傾向が進行しています。
- 専用住宅の平均敷地面積は201㎡から158㎡に減少し、また、100㎡未満の敷地数は約21,800敷地から約37,600敷地に増加し、宅地の細分化傾向が進行しています。
- 建築物の耐火率の平均は46%から60%に増加し、減災・防災に向けて不燃化が向上しています。
- みどり率は、平成18年は25.6%、平成23年は24.6%であり、直近5年では減少しています。
- 道路率は13.2%から14.1%に増加しました。東京23区中19位と低い状況にあり、特に区の西側での低さが顕著です。

IV. 街づくりの主な課題と対応

本区の街づくりのための将来都市像や基本的施策を定めるため、本章の前段で示した「世田谷区の概況」と「世田谷区をとりまく状況」と「世田谷区の特性」を踏まえ、「街づくりの主な課題と対応」を示します。

具体的には下図に示す通りです。上位計画や本区をとりまく状況、区民の意見などを総合的に踏まえ、「新たな都市整備方針に求められる視点」として整理し、「街づくりの主な課題と対応」を示します。

「街づくりの主な課題と対応」について



1. 人口構造の変化への対応

- 高齢者人口や年少人口の増加、小規模世帯の増加など人口構造の変化に対応した土地利用の誘導や住環境の整備が必要です。
- 高齢者人口の増加に伴い、街づくりの観点からの健康維持への対策も必要です。

2. 災害への備えと安全・安心な暮らしの確保

- 防災生活圏の形成や新たな防火規制区域の指定、避難場所へのアクセス確保など防災・減災街づくりの一層の推進が必要です。また、首都直下型の地震の切迫性が指摘されていることから、震災後すみやかに復旧・復興できるよう仮設市街地整備に関する方針をつくるなど事前の取り組みが必要です。
- 集中豪雨への対応や、防犯に配慮した道路や公園整備の工夫などが必要です。
- 全国的に都市財政が逼迫する中、道路・橋梁・公園等の都市基盤の整備とともに、計画的な維持・更新や、日常利用と災害時活用のできる二重化の視点をもつことなどが必要です。

3. 良好な住環境の維持・向上

- 日照や風通し、眺望などの住環境において変化がみられるようになり、住宅地においては住環境の悪化を防止し質の高い住環境を維持・向上することが必要です。
- 誰もが住み続けられる多様な住まいの確保と居住支援が必要です。
- 都市基盤の整備が十分でない区域では道路事業や土地区画整理事業、地区計画などによって都市基盤の整備を進めるとともに、地区計画および地区街づくり計画の活用による地区の特性を大切に街づくりを進めることが必要です。また、日常の生活行動を踏まえた諸機能の配置が望ましく、生活像を大切に街づくりも必要です。

4. みどりとみずの保全・創出と環境との共生

- 「世田谷みどり33」の達成に向けさらに取り組む必要があります。みどりの量とともに質の向上をめざすことが重要で、区民・事業者・区が連携しながら質の高いみどりの保全・創出を進めることが必要です。
- 農地の減少が依然として続いている現状に鑑み、引き続き農地保全の取り組みを進めることが必要です。
- 生物多様性の確保にも寄与するみどりとみずの保全・創出、省エネルギーや再生可能エネルギーに配慮した住まいづくり、公共交通や徒歩・自転車の重視など、環境と共生した低炭素都市づくりへの対応が必要です。

5. 区民がいきいきと活動・交流する場づくり

- 拠点となる主要な駅周辺は安全性を確保しつつ様々な機能を充実させ、にぎわいや活気を誘導することが必要です。
- 京王線の連続立体交差事業にあわせ、さらなるにぎわいの形成、良好な市街地の形成へとつなげていく効果的な整備が必要です。
- 商店街や空き家等を有効活用するなど区民の身近なところに活動・交流できる場をつくる必要があります。

6. 世田谷らしい風景・都市の魅力づくり

- 国分寺崖線およびその周辺は、多摩川も含め本区が誇る自然資源として魅力を高めることが必要です。
- 屋敷林、歴史的建造物および古道などは、自然や歴史に培われた特性を踏まえた保全や風景づくりなどの有効活用が必要です。
- 日常生活に身近な自然資源としてのみどりのみずを守り育て、風景づくりや魅力づくりを進めるためには、地域コミュニティ単位だけではなく個々の宅地や世帯でできる取り組みが必要です。

7. 誰もが移動しやすい道路・交通ネットワークの充実

- 公共交通や徒歩・自転車利用を重視した誰もが移動しやすい交通環境の整備と、駅やバス停、道路などのユニバーサルデザインによる整備の推進が必要です。また、南北方向の交通を確保する道路や、各拠点や施設をつなぐ道路、防災上重要な道路などの整備が必要です。
- 連続立体交差事業にあわせ、駅周辺では駅前広場や都市計画道路等の整備を一体的に進める必要があります。

8. 様々な領域と連携した総合的な街づくりの推進

- 都市整備方針は都市整備領域に関わる方針ですが、対象とする街づくりは広範であり領域を跨いで進められる場面が多くあります。このため、保健福祉や教育など様々な領域と連携した施策の推進が必要です。

9. 区民主体の街づくりの充実

- 人々が主体的に支え合う活動を進め、活力ある社会にしていくことが求められており、区民が街づくりに主体的に関わり、区民一人ひとりがまちをつくる気運を醸成していくなど、区民主体の街づくりを支援し、更に充実させる必要があります。

I. 都市づくりビジョン

都市づくりビジョンは、第1章の街づくりの主な課題と対応を踏まえつつ、基本構想に基づき、基本計画の都市整備領域に関する内容等を踏まえて設定します。

都市づくりビジョンは、本区がめざすべき将来都市像および4つのまちの姿の具体像を明らかにします。

1. 将来都市像

安全で快適な暮らしをともにつくる都市 世田谷

大都市東京がめざす広域的な都市の将来像の実現を担う本区の役割を踏まえつつ、本区の特性を踏まえた都市づくり、街づくりを進めます。

今後20年を見据えると、首都直下型大地震の発生が危惧されることから、まず第一に区民が安全・安心に暮らせるまちをめざします。

また、近年、建て詰まり傾向の進行、みどりの減少などの変化が見られ、世田谷区が誇るみどりやすらぎのある住宅地の環境の悪化が懸念されることから、みどりとみずに恵まれた良好な住環境で暮らし続けられるまちをめざします。

そして、安全で快適な環境のなかで、すべての人がいきいきと活動でき、人と人のつながりを大切にする暮らしを支える都市を区民、事業者、区がともにつくります。

2. 4つのまちの姿

①安全で、災害に強く復元力のあるまち

災害に強く、災害が発生した時は、すみやかに復旧・復興できるまちとするため、地域社会において日常からの備えを重視するとともに、建築物の耐震化を進め、自主防災力を向上させます。延焼遮断帯や緊急輸送道路等の都市基盤整備と建築物の不燃化を進めるとともに、豪雨対策や日常の安全対策を進めます。また、老朽化しつつある都市基盤を適切に維持・更新し、次世代に引き継ぐ安全・安心なまちをつくります。

②みどりとやすらぎがあり、住みたくなるまち

みどりとやすらぎがあり、良好な住宅都市とするため、適切な土地利用の誘導と、暮らしを支える都市基盤の充実や安全面の確保とともに、区民主体の街づくりを進めます。また、国分寺崖線や屋敷林、農地など、世田谷らしいみどりとみずを保全するとともに、人々の多様な暮らしに対応しつつ環境負荷を抑えた住宅の誘導などを進め、誰にとっても住みやすく住みたくなるまちをつくります。

③活動と交流の場をもち、魅力を高めるまち

いきいきと活動ができ、人と人のつながりを大切にする場をもつまちとするため、にぎわいの拠点やみどりの拠点を整備し、区の産業活動を支える土地利用の誘導を進めます。また、世田谷らしい風景を保全・創出しつつ、地域特性に応じた街づくりを進めるとともに地域資源の有効活用を図るなど、区民が主体となって魅力を高めるまちをつくります。

④誰もが快適に移動できるまち

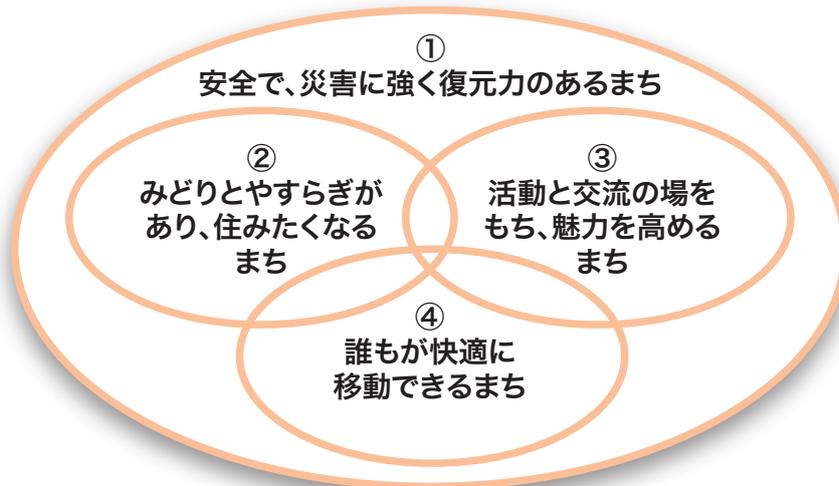
誰もが安全で快適に移動できるまちとするため、安全で歩きやすい道路環境の整備や自転車利用環境の整備、ユニバーサルデザインを踏まえた公共施設等の整備を進めます。また、駅周辺や公園・緑地等と商業・文化・芸術・スポーツ施設等をつなぎ、都市の軸となる道路網の整備を進め、公共交通環境が充実したまちをつくります。

都市づくりビジョン

将来都市像

安全で快適な暮らしをともにつくる都市 世田谷

4つのまちの姿



区民・事業者・区の協働

II. 都市づくりの骨格プラン

～基本的な考え方～

- 都市づくりの骨格プランは、都市づくりビジョンに基づいて、本区の都市としての骨格を示すものです。
- 骨格は、商業・文化・行政サービスや区民生活の中心としての「生活拠点」、災害対策や保健福祉など「新たな機能を持つ拠点等」、都市としての活力を育み交流を促す軸としての「都市軸」、本区の特性の一つであるみどりとみずや本区の貴重な自然資源である国分寺崖線や多摩川沿いの空間などからなる「みどりの拠点および水と緑の風景軸」で構成されます。

1. 生活拠点（広域生活・文化拠点、主要な地域生活拠点、地域生活拠点）

- 主として商業業務機能および文化情報発信機能が集積し、全区的な「核」とであると同時に、本区を越えた広域的な交流の場を「広域生活・文化拠点」とし、三軒茶屋、下北沢、二子玉川駅周辺地区の3地区を位置づけます。
- 広域生活・文化拠点に次いで商業・行政サービス等が多様に集積し、区民の交流の「核」となっていると同時に、地域間をつなぐ主要な交通結節機能を有する拠点を「主要な地域生活拠点」とし、成城学園前と千歳烏山駅周辺地区を位置づけます。
- 区民の日常生活に必要な商業・行政サービス等が集積し、地域の「核」となる区民の身近な交流の場を「地域生活拠点」とします。

2. 新たな機能を持つ拠点等（災害対策拠点、健福祉の街づくり重点ゾーン）

- 地域の防災に関する機能を備える区役所および各総合支所周辺地区を「災害対策拠点」とします。
- 梅ヶ丘駅周辺地区を、全区的な保健医療福祉の拠点となる梅ヶ丘病院跡地整備にあわせ、「保健福祉の街づくり重点ゾーン」とします。

3. 都市軸（都市活力と交通の軸、主要生活交通軸）

- 生活拠点を相互に連絡するなど本区の都市としての骨格をなす軸を都市軸とします。このうち交通を区内外にわたり広域的に連絡する軸を「都市活力と交通の軸」とし、主として地域間の交通を担う軸を「主要生活交通軸」とします。

4. みどりの拠点および水と緑の風景軸

- 自然環境の視点から本区の骨格的な要素となるもののうち、拠点性が高い要素を「みどりの拠点」とし、軸またはゾーンとしての評価が高い地域を「水と緑の風景軸」または「環境保全ゾーン」とします。

都市づくりの骨格プラン



Ⅲ. 土地利用構想

～基本的な考え方～

- 大都市東京の中で、本区は基本的に「住宅都市」であることから、区民が安全で良好な環境のもと、安心して住み続けられる市街地をめざすことを基本とします。あわせて、区民の生活を支え、活動や交流の拠点となる商業・業務などの立地や生産環境の保全を住宅地との調和に配慮しながら適切に誘導する考え方を加えて、以下の土地利用構想を示します。
- みどり豊かなゆとりある住環境を保全・創出します。
- 住宅地は、今後予想される人口増加によって発生する課題や問題点を整理し、区民が快適に暮らすことができる住環境の形成を図ります。また、専用住宅と集合住宅が共存し、互いに配慮しあった住環境の構築をめざします。
- 大規模な土地利用転換の際は、都市基盤整備を進めるとともに、地区の特性や周辺住宅地と調和した土地利用を誘導します。
- 商業・業務地は、都市の活力を醸成する場や区民交流の拠点として機能を維持・向上させるとともに、周辺の住宅地との調和を図ります。

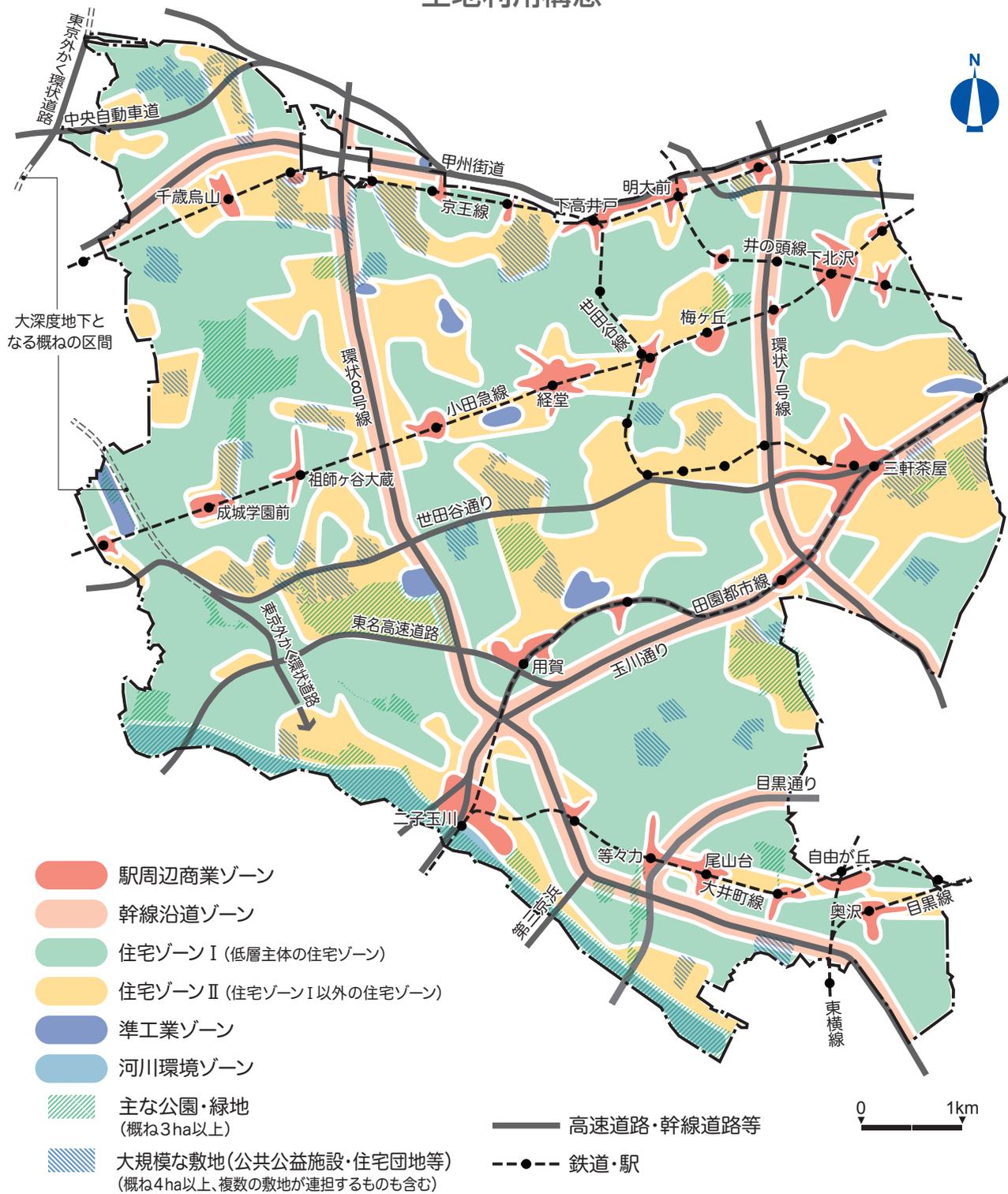
1. 土地利用ごとの方針

- 駅周辺商業ゾーンは、活力ある商業等の活動と区民の交流の場として、地区ごとに特徴ある拠点形成のための土地利用を誘導します。
- 幹線沿道ゾーンは、後背の住宅地環境と調和を図りつつ、都市の活力を生み出す場として育むとともに、基幹的な避難路、延焼遮断帯を形成する防災性の高い土地利用を誘導します。
- 住宅ゾーンIは、農地や屋敷林の保全や宅地内のみどりの保全・創出により、みどり豊かなゆとりある住環境を維持します。また、戸建住宅と集合住宅の共存に配慮します。
- 住宅ゾーンIIは、低中層住宅と中高層住宅との調和を図り、市街地の住環境を保全するため、高さや敷地規模に関する新たな規制の導入をめざします。
- 準工業ゾーンは、生産環境の保全とともに住環境との調和を図ります。
- 河川環境ゾーンは、自然環境の保全やみどり豊かで水辺に親しめる環境の創出を図ります。

2. 大規模土地利用転換などに係る対応方針

大学・企業・官舎の跡地などの大規模な土地利用転換や、大規模住宅団地の建て替え、土地区画整理事業を施行すべき区域、都市計画事業等により土地利用の変化が想定される地区などについては、地区計画制度等の活用により、地区の特性などに応じた土地利用を誘導します。

土地利用構想



IV. 都市施設配置構想

～基本的な考え方～

- 都市施設配置構想は、都市づくりの骨格プランを具体化し、将来的に配置していくべき道路・公園・防災施設等を示すものです。「道路」、「鉄軌道」、「公園・緑地」、「防災施設」、「供給処理施設」の各都市施設について役割と方向性を示します。
- 首都直下の地震の切迫性が指摘される中、都市施設は防災上重要な役割も果たすことから、東京都の防災都市づくり推進計画における骨格防災軸や主要延焼遮断帯を、都市施設に重ねあわせて示します。
- 既存の都市施設は、適切な維持管理・更新を図ります。

各都市施設の役割と方向性

道路	<ul style="list-style-type: none"> ・子供から高齢者、障害者など様々な利用者の多様性や道路の機能の多面性を考慮し、地域特性を踏まえた道路の配置計画により将来道路網の形成をめざします。 ・都市計画道路で囲まれた区域内の交通を集散させるため、その内部に主要生活道路を配置し、さらに都市計画道路と主要生活道路で囲まれる区域内における消防活動困難区域の解消などのため、地先道路を配置します。 ・道路整備にあたっては交通機能のほか、防災機能、空間機能、市街地形成機能といった道路が持つ多様な機能を踏まえ、その役割に応じた整備を進めます。 ・幹線道路は都市間や地域間のネットワーク形成や、延焼遮断帯の形成を重視した効果的な整備を進めます。 ・連続立体交差事業など大規模な都市基盤の整備にあわせて、駅前広場や都市計画道路等の整備を進めるとともに、周辺の街づくりの中で必要な道路の整備を進めます。 ・ユニバーサルデザインによる整備を進めます。
鉄軌道	<ul style="list-style-type: none"> ・開かずの踏切における交通渋滞や踏切事故、地域分断の解消、定時性確保や輸送力増強のため、東京都および鉄道事業者と連携し連続立体交差事業を進めます。 ・駅はユニバーサルデザインによる整備、乗り継ぎ利便性の向上、地域情報サービスの充実などを進めます。 ・環状8号線を基本的な導入空間とする新しい公共交通(エイトライナー)について検討を進めます。
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・都市環境や景観の改善、防災性の向上、健康・レクリエーションの場、自然環境の保全、地域コミュニティ形成の場など、多様な役割を担うことを踏まえて、整備や再整備を進めます。 ・大規模な公園から身近な公園まで区内にバランスよく配置し、未開設の都市計画公園・緑地については、優先整備区域を定め計画的に整備を進めます。 ・ユニバーサルデザインによる整備を進めます。
防災施設	<ul style="list-style-type: none"> ・逃げなくてもすむ災害に強いまちの形成を基本とし、延焼遮断帯の中心となる道路や河川、公園などの都市施設等の整備を進めます。
供給処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道、ごみ焼却場・ごみ処理場、市場など生活を支える基本的な供給処理施設は、その機能の維持・改善や耐震性の向上を図るとともに、大規模な施設は周辺環境への寄与を図ります。

都市施設配置構想



～4つのまちの姿を実現する5つのテーマ～

都市づくりビジョンの4つのまちの姿を実現する方針として、区民の生活像を重視する観点から5つのテーマ別方針を設定し、各方針の主要な施策の方向性を示します。

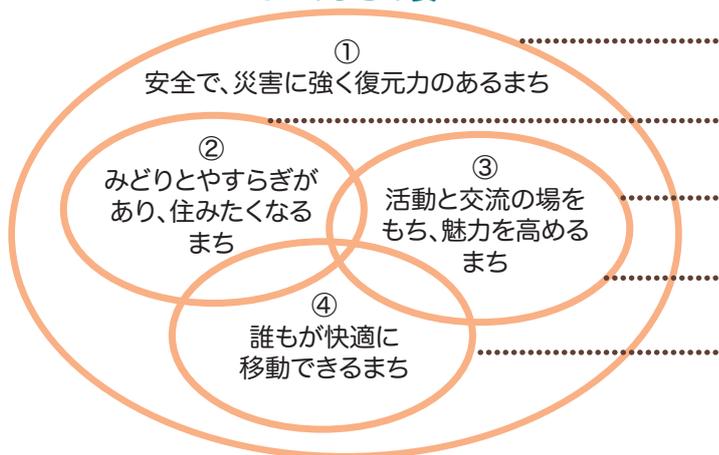
今回の改定においては、まちの姿を実現する方針を、平成7年に策定した都市整備方針における5つの「分野別の基本的な整備方針」から5つの「テーマ別方針」に変更しました。

4つのまちの姿を実現する施策として
区民の生活像を重視する観点から5つのテーマを設定

将来都市像

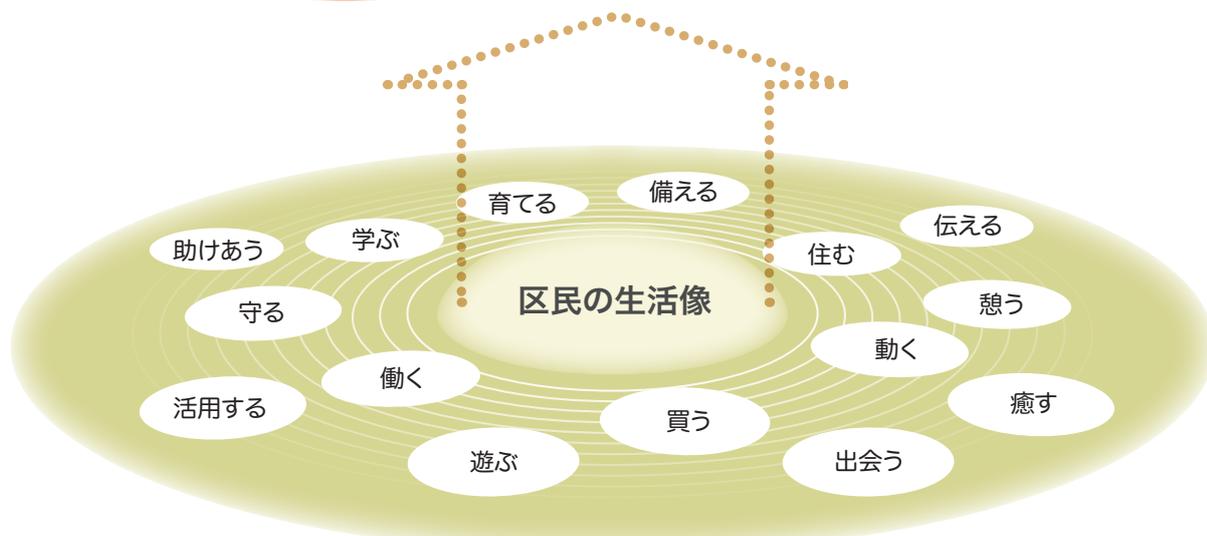
安全で快適な暮らしをともにつくる都市 世田谷

4つのまちの姿

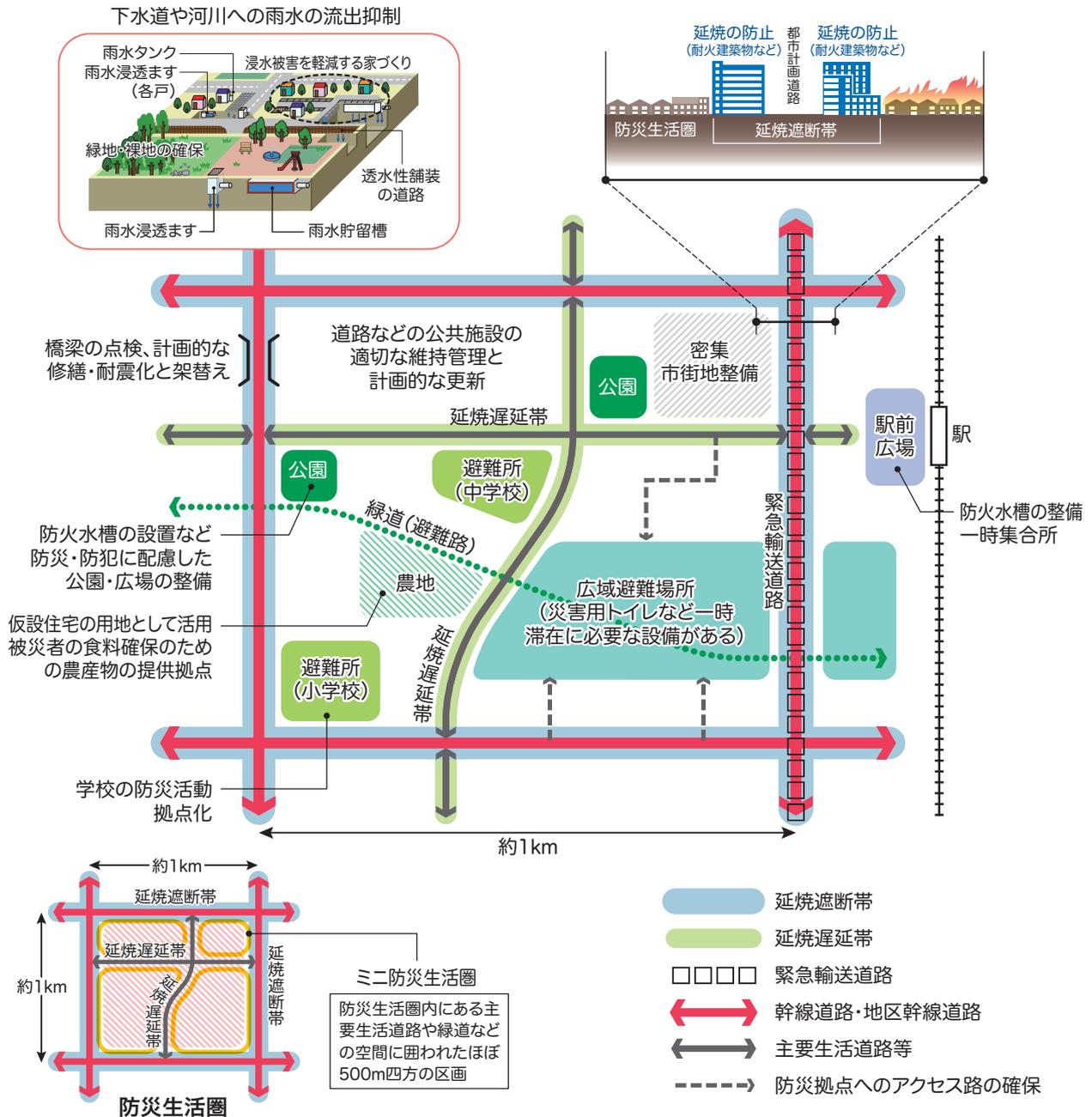


将来目標を実現するための5つのテーマ

- I.安全で災害に強いまちをつくる
- II.みどり豊かで住みやすいまちをつくる
- III.活動・交流の拠点をもつまちをつくる
- IV.地域資源の魅力を高めるまちをつくる
- V.誰もが快適に移動できるまちをつくる

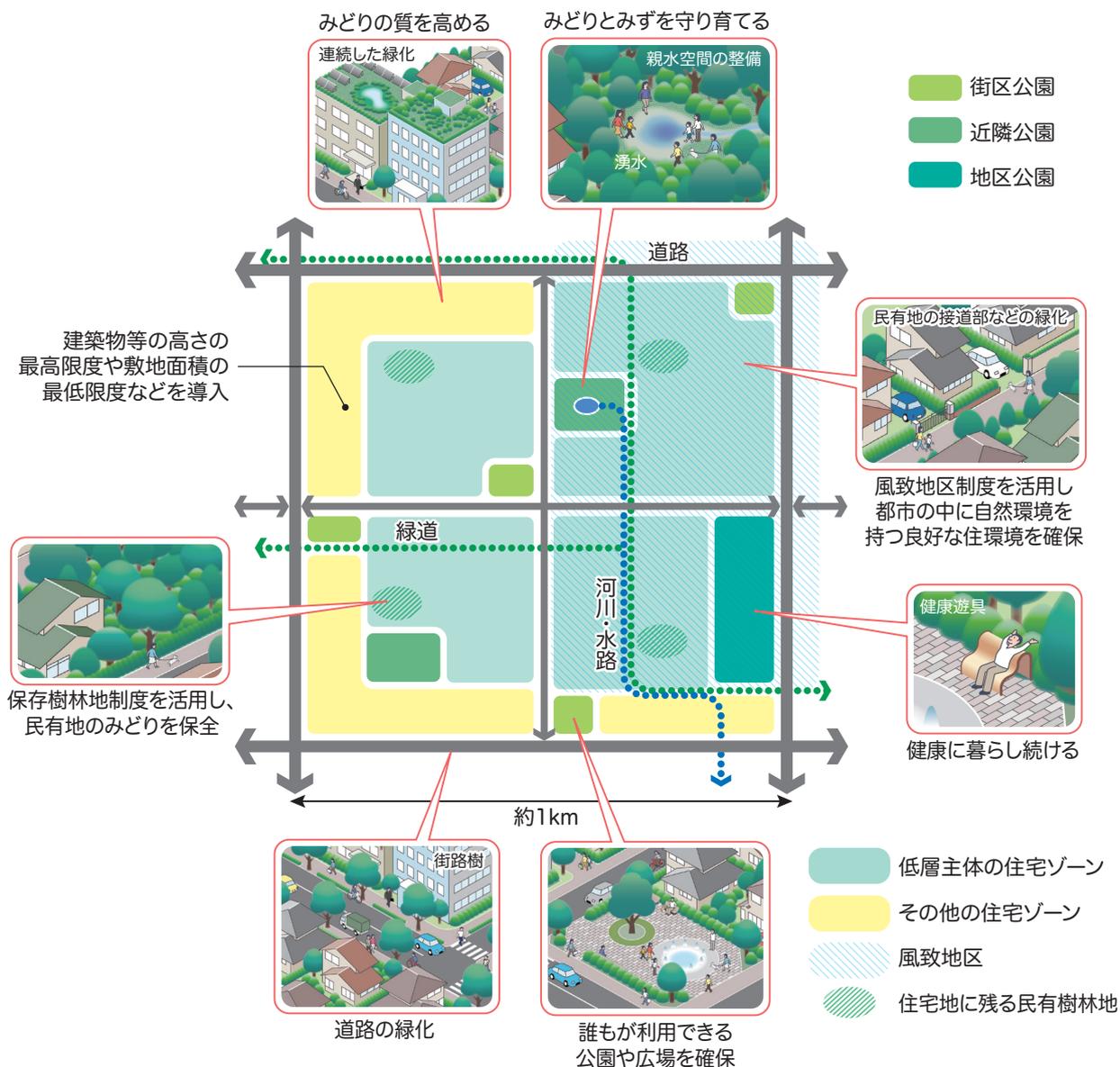


I. 安全で災害に強いまちをつくる



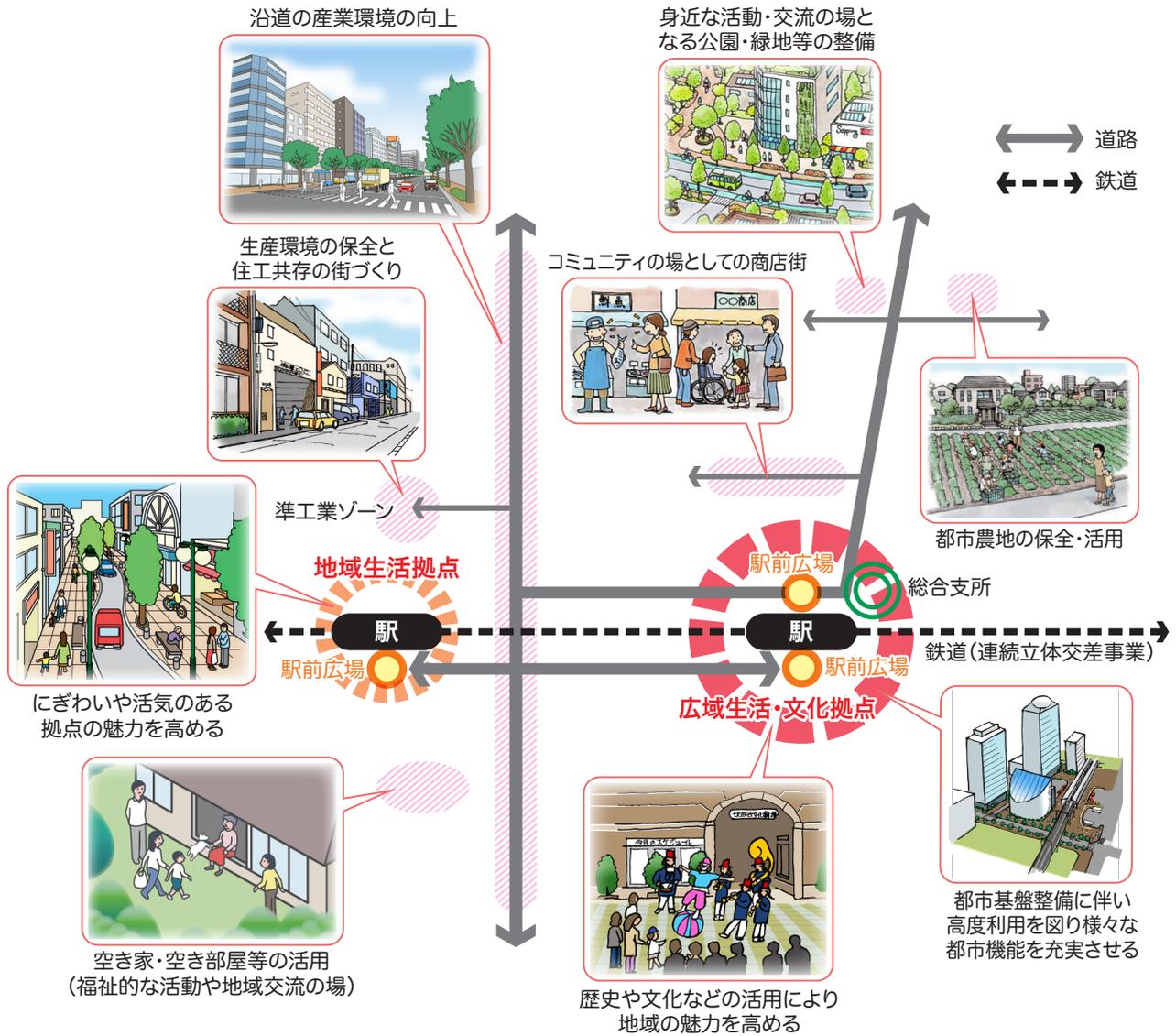
1. 震災に強いまちとする	(1) 防災生活圏を形成する (2) 延焼遮断帯を整備する (3) 防災生活圏内の安全性を向上させる (4) 避難時の安全性を向上させる (5) 協働による防災街づくりを進める
2. 震災後はすみやかな復旧・復興に取り組む	(1) 復旧に備える (2) 復興に備える (3) 地域のつながりを重視した復旧・復興街づくりの準備を行う (4) 災害対策拠点として防災・災害対策を踏まえた街づくりを進める
3. 水害や土砂災害を抑制する	(1) 下水道や河川への雨水の流出を抑える (2) 河川の治水能力や下水道の処理能力を高める (3) がけや擁壁の安全性を高める
4. 日常の安全・安心を確保する	(1) まちの防犯能力を高める (2) 交通安全対策を進める
5. 都市基盤を維持・更新する	

II. みどり豊かで住みやすいまちをつくる



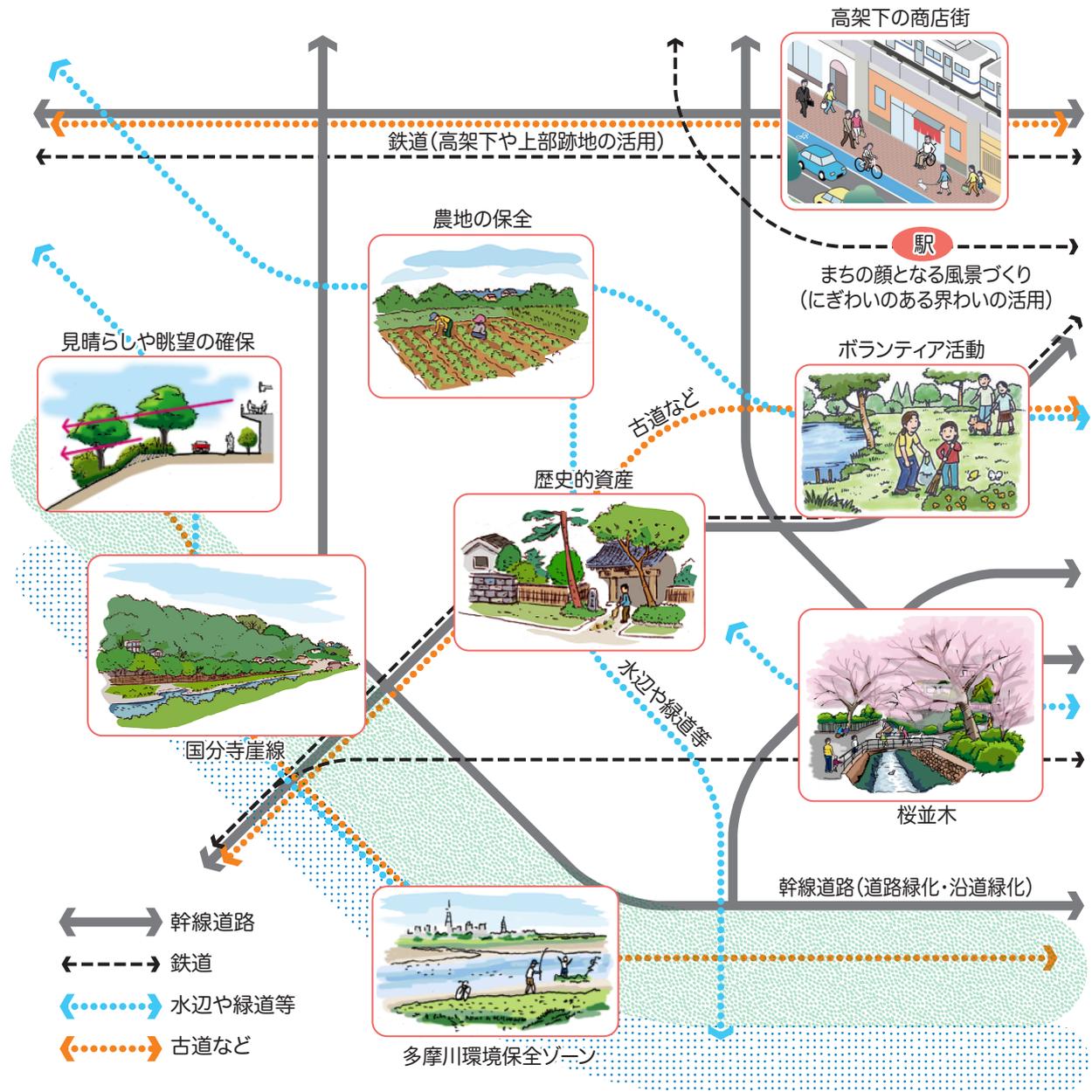
1. みどりとみずを保全し、再生・創出する	(1) みどりを守り育てる (2) みずを守り育てる (3) 誰もが利用できる公園や緑地、広場を確保する
2. より住みやすい住環境を確保する	(1) 世田谷らしい住みやすい住宅地を形成する (2) 地区特性に応じたみどり豊かな住宅地整備を進める (3) 歩行者主体の安全で快適な生活道路を整備する (4) 公害のない環境をつくる
3. 誰もが住める住まいを確保する	(1) 地域と連携した取り組みを進める (2) 子育て世帯や高齢者、障害者、外国人などへのニーズに対応する (3) 地域に開かれた住まいをつくる
4. 環境に配慮し、豊かに暮らし続ける	
5. 健康に暮らし続ける	(1) 高齢者や障害者が外出しやすいまちにする (2) 健康を維持・増進する施設・設備をつくる

Ⅲ. 活動・交流の拠点をもつまちをつくる



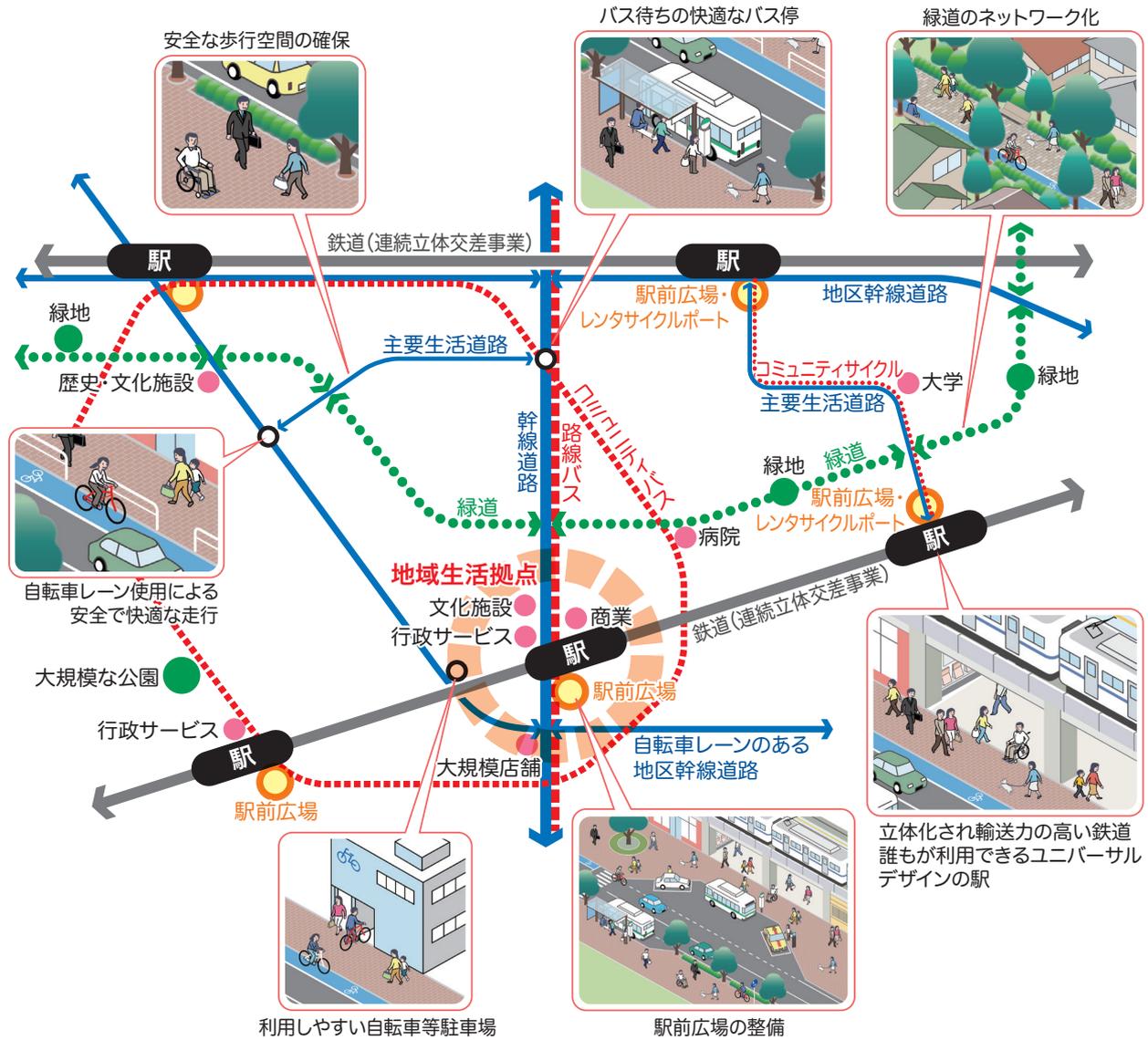
1. 活力ある広域生活拠点とする	【三軒茶屋駅周辺地区】 【下北沢駅周辺地区】 【二子玉川駅周辺地区】
2. 活力ある地域生活拠点とする	(1) にぎわいや活気のある拠点の魅力を高める (2) 駅前広場・周辺道路などの安全性や利便性を高め、回遊性を確保する
3. 身近に活動・交流の場をつくる	(1) 誰もが利用できるみどりの拠点とする (2) コミュニティの場としての商店街とする (3) 区民がいきいきと交流できる場を確保する (4) コミュニティと日常生活を支える公共施設を確保する (5) 空き家等の活用を進める
4. 活力ある産業環境とする	(1) 幹線沿道ゾーンの産業環境を高める (2) 準工業ゾーンにおいて生産環境の保全と住工共存の街づくりを進める (3) 都市農地を保全・活用する

IV. 地域資源の魅力を高めるまちをつくる



<p>1. 世田谷区が誇る自然資源の魅力を高める</p>	<p>(1) 国分寺崖線や屋敷林、社寺林、農地などを日常生活に身近な自然資源とする (2) 自然資源の魅力を知り、楽しむ機会を提供する (3) みどりとみずを守り、育てる活動を広める</p>
<p>2. 風景の魅力を高める</p>	<p>(1) 地域の風景資産や自然・歴史的資産を活用する (2) まちの魅力を高める風景をつくる</p>
<p>3. 地域資源を有効活用する</p>	<p>(1) 旧河川を活用する (2) 大規模な土地利用転換で地域の新たな魅力を創出する (3) 空き家等を活用する (4) まちなか観光資源として活用する</p>

V. 誰もが快適に移動できるまちをつくる



<p>1.公共交通の安全性・利便性や快適性を高める</p>	<p>(1)公共交通ネットワークを充実させる (2)連続立体交差事業にあわせ、沿線街づくりを進める (3)コミュニティバスを充実させる</p>
<p>2.歩行者や自転車利用者の安全性と快適性を高める</p>	<p>(1)安全な歩行空間を確保する (2)自転車走行環境を確保し、ネットワークを形成する</p>
<p>3.各拠点や施設をつなぐ</p>	<p>(1)各拠点や主要施設に快適にアクセスできる交通ネットワークを形成する (2)駅前広場を整備する (3)自転車等駐車場や駐車を整備する (4)コミュニティサイクルを拡充する</p>
<p>4.円滑な自動車交通を確保する</p>	<p>(1)渋滞対策を進める (2)商店街等での荷さばきスペースを確保する</p>
<p>5.交通環境の質を高める</p>	<p>(1)環境・防災・景観に配慮した交通基盤を確保する (2)誰もが安全・快適に利用できる交通基盤とする</p>

I. 区民主体の街づくり

1. 協働の街づくりを進める

- 区民・事業者・区の責務を明確化し、パートナーシップを確立するとともに、災害時にも対応する自助・共助・公助の視点を持った協働の街づくりを進めます。

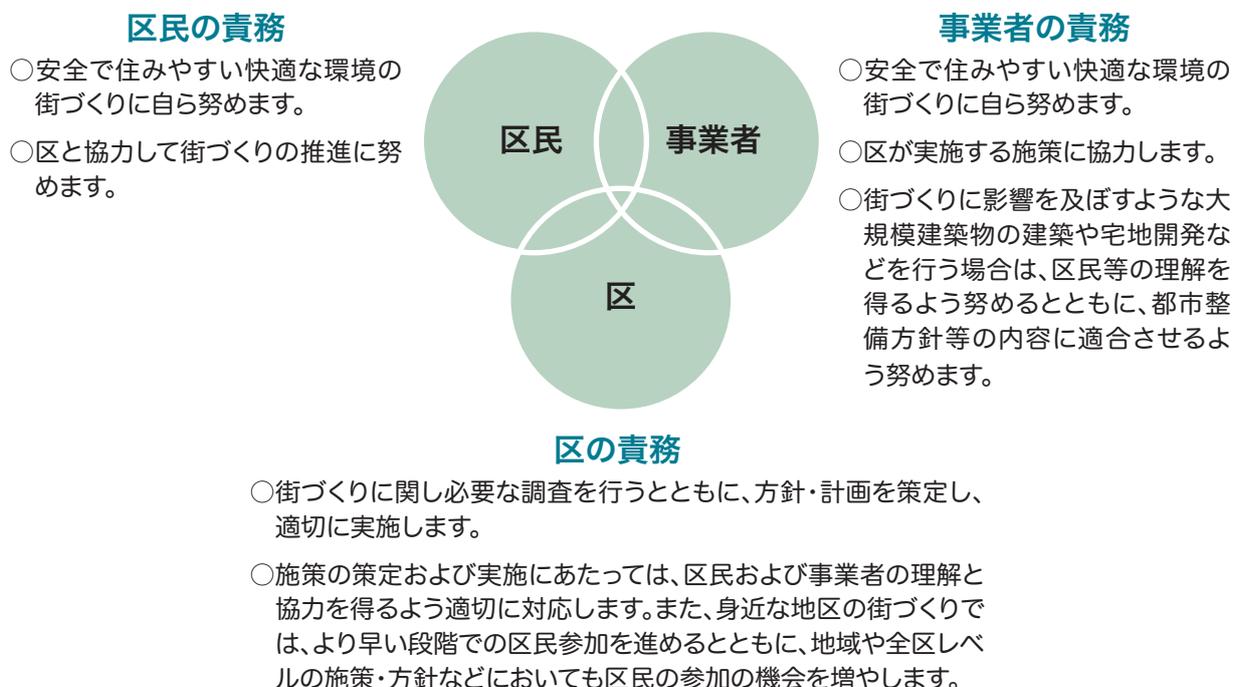
2. 区民主体の街づくりを進める

- 街づくりの検討や実践などに関する参加の場を増やし、区民相互の意見交換を通じて主体性を高める取り組みを進めます。
- 様々な人々が街づくりを学ぶ機会を増やすとともに、区民一人ひとりが行う街づくりを支援します。
- 地区街づくり計画の原案の提案などの制度を活用し、区民主体の街づくりを進めます。

3. 事業者と適切に連携する

- 区は事業者に関し街づくりに関する方針等を伝え理解を促し、事業者は区民に適切に情報提供し、区民との合意形成に努めます。

区民・事業者・区の責務の明確化



II. 総合的な街づくり行政の推進

街づくりを実現するためには、総合的な街づくり行政を進めることが必要です。本区は以下に示す4つの取り組みを大きな柱とします。

総合的な街づくり行政の推進のための4つの柱



1. 戦略的かつ効果的に進める

- 都市基盤の整備にあたっては、限られた都市財政のなかで、経営的な観点から事業や手法の選択、集中的な投資および関連するソフトな施策・事業の実施などにより、効率的かつ効果的に進めます。

2. 執行能力を高める

- 本方針のテーマ別方針を実現するため、各所管が連携し、横断的・総合的に対応する体制を充実させます。
- 国・東京都等との連携を強化するとともに、都市計画権限の区へのさらなる委譲に努めます。

3. 様々な領域との連携を図る

- 多様化する区民ニーズに対応していくために、防災や防犯、環境、産業、福祉、教育など様々な領域と連携します。

4. 施策の進捗を管理する

- 本方針の各施策の進行状況を管理し、地域整備方針について必要に応じて見直します。